

諮問事項（１）総合計画に関する基本的方針の取りまとめ

基本構想の策定義務

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき都市像や将来の基本目標・まちづくりの方向性などを示した基本構想を策定し、議会の議決を経ることが定められていました。

基本構想策定義務の撤廃

地方自治体を取り巻く環境が地方分権・地域主権等、地方自治の本旨である住民自治・団体自治へと変革しつつあり、地方自治法の一部改正（平成23年5月）により、市町村の基本構想策定義務が撤廃されました。

府中市の対応

基本構想の策定義務が撤廃されましたが、総合的かつ計画的に市政を運営するためには、目指すべき都市像とそれを実現するための基本目標等を定める基本構想を含めた総合的な計画の策定が不可欠であり、市の最上位計画としての総合計画を策定する方針です。

総合計画審議会

中間答申として、総合計画の構成、計画期間、議会の議決事項の範囲などについて平成24年3月31日までに答申してください。

基本の方針の協議スケジュール（案）

会議	協議内容
第1回審議会	・基本の方針の協議項目の確認
第2回審議会	・基本の方針に関する協議
第3回審議会	・基本の方針に関する答申書の作成

基本の方針の主な協議項目

協議項目	第5次府中市総合計画	内容
位置付け	地方自治法第2条第4項に基づき、市の最上位計画として策定	総合計画の策定根拠の必要性に関する答申
構成	基本構想、基本計画、実施計画の3階層	総合計画の機能などを踏まえた第6次府中市総合計画の構成、計画期間に関する答申
計画期間	基本構想：12年 基本計画：6年 実施計画：3年	
議決事項の範囲	基本構想	総合計画の機能などを踏まえた議決事項の範囲に関する答申